

市第 20 号議案 横浜市市税条例等の一部改正

税目・改正項目		改正案の内容																																																															
都市計画税	省エネ住宅・耐震住宅に係る都市計画税の減額措置の創設（新築住宅に係る画一的な都市計画税の減額措置の廃止） （市税条例 附則第 6 条 附則第 13 条の 3 の 4 附則第 13 条の 7 附則第 13 条の 8）	地球温暖化対策や震災対策にさらに実効性を持たせるために税制度を活用する観点から、省エネルギー対策住宅、熱損失防止改修住宅及び耐震基準適合住宅に係る都市計画税の減額措置を創設する。 併せて、住宅供給促進のために導入されていた新築住宅に画一的に適用している減額措置については、新たな減額措置のインセンティブ効果をより高めるとともに、住宅政策が「量」から「質」へと転換されていることを踏まえ、廃止する。																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">現行</th> <th>改正案</th> <th>温暖化</th> <th>耐震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築住宅</td> <td>一般の新築住宅</td> <td>1/2 減額</td> <td>戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間</td> <td>省エネルギー対策住宅 1/2 減額 戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="3">減額なし</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長期優良住宅</td> <td>1/2 減額</td> <td>戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間</td> <td>長期優良住宅 1/2 減額 戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存住宅</td> <td colspan="3">—</td> <td>熱損失防止改修住宅 1/3 減額 (※)</td> <td>改修工事が行われた翌年度</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>耐震基準適合住宅 1/2 減額 (※)</td> <td>改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	種類	現行			改正案	温暖化	耐震	新築住宅	一般の新築住宅	1/2 減額	戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間	省エネルギー対策住宅 1/2 減額 戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間	○	—	上記以外	減額なし			—	—		長期優良住宅	1/2 減額	戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間	長期優良住宅 1/2 減額 戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間	○	○	既存住宅	—			熱損失防止改修住宅 1/3 減額 (※)	改修工事が行われた翌年度	○	—	—			耐震基準適合住宅 1/2 減額 (※)	改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)	—	○	見直し 継続 創設																					
種類	現行			改正案	温暖化	耐震																																																											
新築住宅	一般の新築住宅	1/2 減額	戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間	省エネルギー対策住宅 1/2 減額 戸建住宅等 3年間 マンション等 5年間	○	—																																																											
	上記以外	減額なし			—	—																																																											
	長期優良住宅	1/2 減額	戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間	長期優良住宅 1/2 減額 戸建住宅等 5年間 マンション等 7年間	○	○																																																											
既存住宅	—			熱損失防止改修住宅 1/3 減額 (※)	改修工事が行われた翌年度	○	—																																																										
	—			耐震基準適合住宅 1/2 減額 (※)	改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)	—	○																																																										
(※) 減額割合は固定資産税の例によって設定したものである。																																																																	
見直しに伴う税収影響額（初年度ベースで試算）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新築住宅</td> <td>一般の新築住宅</td> <td>16,000戸</td> <td>1.7億円</td> <td>省エネルギー対策住宅</td> <td>6,000戸</td> <td>0.8億円</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>2,000戸</td> <td>0.3億円</td> <td>上記以外</td> <td>9,000戸</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,000戸</td> <td>2.0億円</td> <td>長期優良住宅</td> <td>3,000戸</td> <td>0.4億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既存住宅</td> <td colspan="3">—</td> <td>計</td> <td>18,000戸</td> <td>1.2億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>熱損失防止改修住宅</td> <td>1,500戸</td> <td>0.1億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>耐震基準適合住宅</td> <td>500戸</td> <td>0.1億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>2.0億円</td> <td>計</td> <td>2,000戸</td> <td>0.2億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>2.0億円</td> <td>合計</td> <td>1.4億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種類	現行			改正案			新築住宅	一般の新築住宅	16,000戸	1.7億円	省エネルギー対策住宅	6,000戸	0.8億円	長期優良住宅	2,000戸	0.3億円	上記以外	9,000戸	0	計	18,000戸	2.0億円	長期優良住宅	3,000戸	0.4億円	既存住宅	—			計	18,000戸	1.2億円	—			熱損失防止改修住宅	1,500戸	0.1億円	—			耐震基準適合住宅	500戸	0.1億円	合計			2.0億円	計	2,000戸	0.2億円	合計			2.0億円	合計	1.4億円	
種類	現行			改正案																																																													
新築住宅	一般の新築住宅	16,000戸	1.7億円	省エネルギー対策住宅	6,000戸	0.8億円																																																											
	長期優良住宅	2,000戸	0.3億円	上記以外	9,000戸	0																																																											
	計	18,000戸	2.0億円	長期優良住宅	3,000戸	0.4億円																																																											
既存住宅	—			計	18,000戸	1.2億円																																																											
	—			熱損失防止改修住宅	1,500戸	0.1億円																																																											
	—			耐震基準適合住宅	500戸	0.1億円																																																											
合計			2.0億円	計	2,000戸	0.2億円																																																											
合計			2.0億円	合計	1.4億円																																																												
【適用】平成 25 年度から平成 28 年度まで																																																																	

税目・改正項目		改正案の内容																																				
全 税 目	<b>災害等による納期限等の延長期間制限の廃止</b> ( 市税条例 第18条 )	<p>現行の市税条例では、災害を受けたことにより、市税の申告や納入等に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、90日を限度として、その期限を延長することができることとしているが、広範囲な災害が発生した場合には、90日の限度を撤廃し、区域及び期日を指定して期限を延長できるように見直しを行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときは、<b>90日を限度として</b>、その期限を延長することができる。</td> <td>広範囲にわたる災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときには、<b>区域及び期日を指定して</b>その期限を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改正案	災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときは、 <b>90日を限度として</b> 、その期限を延長することができる。	広範囲にわたる災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときには、 <b>区域及び期日を指定して</b> その期限を延長することができる。																															
	現 行	改正案																																				
災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときは、 <b>90日を限度として</b> 、その期限を延長することができる。	広範囲にわたる災害等により、期限までに市税の申告や納入等ができないときには、 <b>区域及び期日を指定して</b> その期限を延長することができる。																																					
【適用】公布日																																						
<b>税制改正に伴う条文の整備（過料の見直し）</b> ( 市税条例 第35条 第37条 第40条の8 第58条 第60条 第78条 第87条 第87条の2 第104条の7の2 第104条の9 第129条の8 第129条の10 第129条の12 )	<p>地方税法改正（平成23年6月30日公布）による罰則の見直しが行われたことに伴い、市税に係る過料の新設・見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>項目</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民税</td> <td>個人の市民税に関する不申告の過料</td> <td rowspan="3">30,000</td> <td rowspan="3">100,000</td> </tr> <tr> <td>市民税の納税管理人に関する不申告の過料</td> </tr> <tr> <td>退職所得申告書の不提出に関する過料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産税</td> <td>固定資産税に係る不申告に関する過料</td> <td rowspan="2">30,000</td> <td rowspan="2">100,000</td> </tr> <tr> <td>固定資産税の納税管理人に関する不申告の過料</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>軽自動車税に関する不申告等の過料</td> <td>30,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別土地保有税</td> <td>特別土地保有税の納税管理人に関する不申告の過料</td> <td>30,000</td> <td rowspan="2">100,000</td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税に関する不申告の過料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所税</td> <td>事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料</td> <td rowspan="3">30,000</td> <td rowspan="3">100,000</td> </tr> <tr> <td>事業所税の納税管理人に関する不申告の過料</td> </tr> <tr> <td>事業所税に係る不申告に関する過料</td> </tr> <tr> <td>市たばこ税</td> <td>たばこ税に係る不申告に関する過料</td> <td>—</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>			税目	項目	現行	改正案	市民税	個人の市民税に関する不申告の過料	30,000	100,000	市民税の納税管理人に関する不申告の過料	退職所得申告書の不提出に関する過料	固定資産税	固定資産税に係る不申告に関する過料	30,000	100,000	固定資産税の納税管理人に関する不申告の過料	軽自動車税	軽自動車税に関する不申告等の過料	30,000	100,000	特別土地保有税	特別土地保有税の納税管理人に関する不申告の過料	30,000	100,000	特別土地保有税に関する不申告の過料	—	事業所税	事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料	30,000	100,000	事業所税の納税管理人に関する不申告の過料	事業所税に係る不申告に関する過料	市たばこ税	たばこ税に係る不申告に関する過料	—	100,000
	税目	項目	現行	改正案																																		
市民税	個人の市民税に関する不申告の過料	30,000	100,000																																			
	市民税の納税管理人に関する不申告の過料																																					
	退職所得申告書の不提出に関する過料																																					
固定資産税	固定資産税に係る不申告に関する過料	30,000	100,000																																			
	固定資産税の納税管理人に関する不申告の過料																																					
軽自動車税	軽自動車税に関する不申告等の過料	30,000	100,000																																			
特別土地保有税	特別土地保有税の納税管理人に関する不申告の過料	30,000	100,000																																			
	特別土地保有税に関する不申告の過料	—																																				
事業所税	事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料	30,000	100,000																																			
	事業所税の納税管理人に関する不申告の過料																																					
	事業所税に係る不申告に関する過料																																					
市たばこ税	たばこ税に係る不申告に関する過料	—	100,000																																			
【適用】公布日																																						

※ その他、条文の整備を行います。

**【参考】**

**1 省エネルギー対策住宅とは…**

住宅の断熱性能や気密性能の目安について国土交通大臣及び経済産業大臣が定めた「次世代省エネ基準」(＝省エネルギー対策等級4)又は「住宅事業建築主の判断の基準」を満たす住宅。住宅性能評価書やフラット35S適合証明書等により基準を満たすことが確認できる住宅(登録住宅性能評価機関等が証明したもの)。

**2 長期優良住宅とは…**

長期にわたって使用することにより、建替えに伴う環境への負荷を減らす等のメリットがある住宅であり、耐震性、耐久性能(劣化対策)、維持管理・更新の容易性、住戸面積、省エネルギー性等について国土交通大臣が定めた基準を満たした住宅(横浜市建築局が認定したもの)

**3 熱損失防止改修住宅とは…**

窓と床・天井・壁の断熱改修工事を行い、その部位が次世代省エネ基準を満たすこととなった住宅(工事費30万円以上で建築士等が証明したもの)

**4 耐震基準適合住宅とは…**

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事(壁の補強(筋交いの設置、金物補強)、基礎の補強、屋根の軽量化など。工事費30万円以上)を行った住宅(横浜市建築局や建築士等が証明したもの)